

次世代育成支援対策推進法に基づく

学校法人鶴岡学園行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を更新する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標1： 所定時間外労働の縮減を図る。

〈対策〉

令和3年4月～ 業務執行の簡素化、及び効率化を進め、所定時間外労働の削減を図る。所定時間外労働の時間管理について、管理職に対する啓発に努める。(令和4年度以降も継続)

目標2： 年次有給休暇の取得促進を図る。

〈対策〉

令和3年4月～ ゴールデンウィークや夏季休暇、年末年始などの休暇と連続した有給休暇の取得促進を図る。また、部署ごとの業務の閑散期において取得促進を図り、職員が相互に協力し合い、有給休暇を取得しやすい職場環境作りに務める。

さらに、有給休暇の取得状況を把握し、取得日数の少ない職員へ取得を促進する取組みを実施。

(令和4年度以降も継続)

目標3： 子どもを育てる労働者が利用できる制度の充実を図る。

〈対策〉

令和3年4月～ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の申し出により、時間外勤務を制限する。

(令和4年度以降も継続)

令和3年10月～ 子の看護休暇を時間単位で取得できるよう制度改正を行う。(令和4年度以降も継続)

令和3年4月1日

学校法人鶴岡学園

事務局長 浅見晴江